

長寿医療制度に関する要望

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、少子高齢化の進展に伴い医療費が増大する中、国民皆保険制度を堅持し、国民の安心に伝えるために創設されたものである。

市町村は、この制度の円滑な導入及び安定的な運営のため、日々懸命に努力してきたが、制度施行直後からの度重なる国の方針の変更等により、現場では混乱が生じ、その対応に追われているところである。

このような状況を踏まえ、国は、この制度の更なる見直しを表明されているが、その見直しに当たっては、次の事項に十分配慮され、慎重かつ積極的な措置を講じられたい。

記

1 現場の意見を尊重した見直しの実行

長寿医療制度は、老人保健制度における高齢者世代と現役世代の負担の不公平の問題を解決するために創設されたものであるから、単に長寿医療制度を廃止して元に戻しても、問題は何ら解決しないし、高齢者の安定的な医療の確保はできない。

制度の見直しに当たっては、根幹は維持しつつ、改善すべき点は逐一改善することの姿勢で望む必要があるが、必要な対策を講じる場合には、その具体的な実施方法について、現場である地方の意見をよく聴き、地方の実情を十分踏まえた上で、十分な準備期間を確保して、現場に混乱を招かぬようにするとともに、これに伴う周知・広報等についても十分な支援を行うこと。

また、この見直しに当たっては、財政基盤の脆弱な地方に負担を転嫁することなく、国の責任において万全の措置を講じること。

2 制度運営における責任の明確化

長寿医療制度は、都道府県単位で広域連合により運営されているが、この制度における都道府県の責任が不明確であり、その役割が十分に果たされているとは言えない。

今後、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合を進める上では、運営主体を都道府県とすることや都道府県も広域連合の構成団体とするなど、都道府県の責任を明確にし、市町村との役割分担を明確にすること。

3 安定的な医療制度の確立

少子高齢化が急速に進む中、我が国の社会保障制度の持続可能性が疑問視され、多くの国民が老後の生活設計に不安を感じている。これは、まさに、老後の「経済面と健康面」への不安であり、このような不安を抱えたままでは、生き甲斐ある老後の人生を送ることは困難である。

したがって、国は、国民皆保険制度を安定的で持続可能なものとするため、保険者の再編・統合を積極的に推し進め、最終的には、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。

平成21年3月6日

全国町村会